

長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発 6 第 4 号
令和 6 年 4 月 3 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理事長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

標記の件につきまして、長崎県建設産業団体連合会より国土交通省からのご案内が届いております。別添資料をご確認の程、よろしくお願いいたします。

※通知文書（国土交通省）

→別添資料

※「監理技術者制度運用マニュアル」の改正概要

<https://xgf.nu/s7jHr>



※（参考資料）マニュアル改正概要

<https://xgf.nu/xKboE>



※中小建設業の多様な人材確保・定着のための柔軟な働き方事例集

<https://xgf.nu/1WLnA>



国不建技第 290 号
令和 6 年 3 月 26 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第318号）等をもって従来から運用してきたところ
です。

今般、監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に、「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することと
いたしました。

別添の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府
県建設業担当部局長に参考送付したところ
です。

標記マニュアルは、行政担当部局が指導を行う際の指針となると同時に、建設業
者が業務を遂行する際の参考となるものである
ので、別添のとおり送付
します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建
第 309号平成30年12月3日）は廃止
します。

貴団体参加の建設業者に対し、周知方
お願い
致します。